

乾燥地研究情報発信事業補助金交付要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、乾燥地研究情報発信事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取大学乾燥地研究センターの研究成果を広く情報発信するための事業に要する経費に対し補助金を交付し、地域の発展を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者は、鳥取大学乾燥地研究センターの支援団体である「とっとり乾地研倶楽部」とする。

(補助対象事業等)

第4条 本補助金の対象となる事業及び経費は、別表に定めるものとする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費の額から本補助金以外の補助金、会費等の特定財源を控除した額に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、45万円を限度額とし、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金額の増額を伴う変更以外の変更とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月21日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１７年６月２２日から施行し、平成１７年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月３０日から施行し、令和３年度の補助金から適用する。

別表（第４条関係）

補助事業	補助対象経費
1 鳥取大学乾燥地研究センターの研究活動・研究成果の情報発信事業	1 乾燥地研究センター及びアリドドームの広報資料の作成・配布に要する経費
2 鳥取大学乾燥地研究センターが行う海外研究機関等との研究交流促進事業	2 乾燥地研究センターの一般公開等を支援する経費
3 その他、鳥取大学乾燥地研究センターの活動の支援及び情報発信事業	3 乾燥地研究に関するセミナー・ワークショップの情報提供に要する経費
	4 乾燥地研究センターの大学院生の海外派遣を支援する経費
	5 海外研究機関の研究者等との情報交換会の開催に要する経費